

性能評価手数料の改正について

■令和6年3月15日に建築基準法施行規則の改正が公布され、性能評価手数料が以下のように改正されました。

・施行日：令和7年1月1日

性能評価手数料

グレード	現行	改正後
S	1,020,000	1,330,000
H	720,000	940,000
M	460,000	600,000
R	360,000	470,000
J	260,000	340,000

■上記規則の改正に伴い、今後当社の性能評価業務約款を改定した後、以下の性能評価申請より適用します。

・令和7年3月1日～20日の申請受付より適用